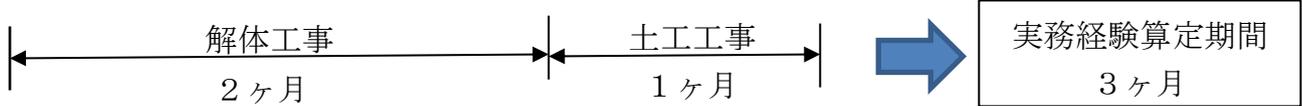


○実務経験年数算定にあたっての例示

①主たる工事は解体工事であるが、その契約に解体工事以外の工事が含まれている場合
例：家屋の解体に加え建物跡を整地する土工工事が含まれた契約



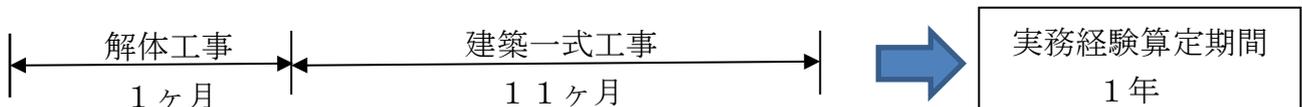
②主たる工事は舗装工事であるが、その契約に解体工事が含まれている場合
例：駐車場を作るために家屋の解体を行うといった舗装工事に解体工事が含まれた契約



法施行前までの経験に限り、1つの契約において解体工事以外の工事もあわせて請け負っている場合については、当該契約工期（3ヶ月）を解体の実務経験の期間として認められます。

③総合的な企画、指導、調整が必要な土木工作物又は建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれている場合

例：古い家屋の解体工事を行った後、同じ敷地内に新築の家屋を建設する工事を一体で請け負う契約



法施行前までの経験に限り、総合的な企画、指導、調整が必要な土木工作物又は建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれる場合、①、②同様に1つの契約において解体工事以外の工事もあわせて請け負っている場合については、当該契約工期（1年）を解体の実務経験の期間として認められます。

④総合的な企画、指導、調整が必要な建築物を解体する工事を請け負う場合

例：高層ビル、高層マンションの解体工事



高層ビル、高層マンションの解体といった、解体工事そのものにおいて、総合的な企画、指導、調整が必要な工事については、建築一式工事の実務経験として認められるものであり、解体工事の実務経験として認められません。